

地方税法等の一部を改正する法律及び地方財政法の一部を改正する法律案

(地方税法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一条 地方税法等の一部を改正する法律（平成六年法律第二百十一号）の一部を次のように改正する。

附則第一条第三号及び第三条中「平成九年四月一日」を「平成十三年四月一日」に改める。

附則第五条第二項中「附則第七条」を「附則第七条第二項」に、「所得税法等改正法第三条」を「所得税法等改正法第四条」に改め、「（次条において「旧消費税法」という。）」を削る。

附則第六条第一項第二号中「（当該課税期間が適用日前に開始する場合で、所得税法等改正法附則第二十条の規定によりなお効力を有することとされる旧消費税法第四十条の規定の適用があるときは、当該合計額と同条の規定を適用して算出される同条第一項に規定する限界控除税額に相当する消費税額を十二で除し、これに適用日から当該課税期間の末日までの月数（当該月数に一月末満の端数を生じたときは、これを一月とする。）を乗じて計算した金額との合計額）」を削る。

附則第八条中「平成八年度」を「平成十二年度」に改める。

附則第十二条中「平成八年九月三十日」を「平成十二年九月三十日」に改める。

附則第十四条第一項中「平成九年三月」を「平成十三年三月」に、「平成八年度」を「平成十二年度」に、「平成九年七月」を「平成十三年七月」に改める。

附則第十六条中「第三条」を「第四条」に改める。

附則第十八条中「平成九年度」を「平成十三年度」に、「平成八年度」を「平成十二年度まで」に改める。

附則第二十条及び第二十一条第一項中「平成九年度分」を「平成十三年度分」に改める。

附則第二十七条中「平成九年度」を「平成十三年度」に改める。

(地方財政法の一部改正)

第二条 地方財政法(昭和二十三年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

第三十三条の二第一項中「平成八年度」を「平成十二年度」に改め、同条第三項中「平成八年度において」を「平成八年度から平成十二年度までの各年度において」に、「平成八年度分」を「当該各年度分」に、「前々年」を「平成六年」に改める。

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（検討）

2 地方交付税の率については、地方の行財政改革の推進状況、地方財政の状況等を総合的に勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、平成十二年九月三十日までに所要の措置を講ずるものとする。

理 由

行財政改革等の状況及び経済の現状にかんがみ、平成九年の地方消費税の創設等は実施せずに、経済の活性化と経済構造の改革を推進し、あわせて地方分権を推進し国から地方公共団体への大幅な権限の委譲及び地方公共団体に対する国の負担金、補助金等の支出金の整理合理化等を行い、並びに地方公共団体の行財政改革及び住民税その他の地方税制の改革を実行するとともに、地域における福祉ビジョンを提示する必要があるとの基本的な考え方立つて、平成十三年四月一日まで地方消費税の創設等を延期することとし、将来における地方消費税の税率については社会保障等の費用の財源を確保する観点等を踏まえて検討することとする等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。